

消防手数料の減免に関する要綱

平成30年5月17日

消防局告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、宮崎市火災予防条例（昭和48年12月20日条例第56号）第52条の4に規定する消防手数料に係る宮崎手数料条例（平成12年3月28日条例第13号。以下「条例」という。）第5条第1項第2号の規定の適用について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 条例第5条第1項第2号に該当する場合とは、地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、市域若しくは区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等の被害があると認められた場合で、次の各号に該当するときとする。

- (1) 災害応急対策のため、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きの規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき。
- (2) 災害復旧のため、消防法第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき。
- (3) その他消防局長（以下「局長」という。）が必要と認めるとき。

(手数料の減免の手続)

第3条 局長は、条例第5条第1項第2号の規定による消防手数料の減免を受けようとする者に、消防手数料減免申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 局長は、前項に規定する申請を承認し、又は承認しないときは、消防手数料減免承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(減免額)

第4条 条例第5条第1項第2号に該当する場合の消防手数料の減免額は、当該手数料の全額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

消防手数料減免申請書

年 月 日

(申請先)  
宮 崎 市 長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

次のとおり消防手数料の減免を受けたいので、申請します。

設置者 又は 所有者	住 所	電 話
	氏 名	
貯蔵し、又は取り扱う場所		
申 請 等 の 種 別		
納 付 す べ き 金 額		
減免を受けようとする理由		

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- (注意) 1 申請等の種別の欄は、減免を受けようとする消防法(昭和23年法律第186号)又は石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の規定に基づく申請書等の名称を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号

承認  
消防手数料減免 決定通知書  
不承認

年 月 日

殿

宮崎市長 印

年 月 日に申請のありました消防手数料の減免については、次のとおり承認する

ことに決定したので、通知します。

承認しない

- 1 設置者又は所有者の  
住所及び氏名
- 2 申請等の種類
- 3 納付すべき金額
- 4 減免をする金額
- 5 承認理由又は不承認理由